

議案第96号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のことについて専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

専決第18号

専 決 処 分 書

平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ456,341,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		72,671,461	341,934	73,013,395
	2 国庫補助金	18,563,283	341,934	18,905,217
21 諸 収 入		31,198,266	13	31,198,279
	6 雑 入	3,990,992	13	3,991,005
歳 入 合 計		456,000,000	341,947	456,341,947

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		169,170,396	341,947	169,512,343
	1 社会福祉費	2,611,898	256,734	2,868,632
	4 児童福祉費	67,872,933	85,213	67,958,146
歳 出 合 計		456,000,000	341,947	456,341,947